養護老人ホーム長寿の森吉祥園　運営規程

第１章　施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人とおの松寿会が設置経営する養護老人ホーム長寿の森吉祥園（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和３８年法律１３３号。以下「法」という。）の目的並びに基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

２　入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めるものとする。

３　明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　養護老人ホーム長寿の森吉祥園

（２）所在地　岩手県遠野市青笹町糠前９－７－６７

第２章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第４条　施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおり置く。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和４１年厚生省令第１９号）第１２条に規定するところによる。

（１）施設長	１名	（常　勤）
（２）医師	１名	（嘱託医・非常勤）
（３）主任生活相談員	１名	（常　勤）
（４）生活相談員	１名	（常　勤）
（５）主任支援員	１名	（常　勤）
（６）支援員	一般入所者１５名に対し１名以上	（常勤換算方法）
（７）看護職員	１名以上	（内１名は常勤）

（８）栄養士　　１名　　（常　勤）
（９）事務員　　１名以上　　（内１名は常勤）
（１０）調理員　　４名以上　　（内３名は常勤）
２　前項に定める者のほか必要に応じ他の職員を置くことができる。

（職務の内容）
第５条　施設長は、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
２　医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
３　主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
４　生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行う。
（１）入所者の居宅サービス等の利用に際し、処遇計画及び特定施設サービス計画の作成等に資するため、指定特定施設入居者生活介護の計画作成担当者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
（２）処遇に関する入所者及びその家族からの要望や相談の内容等の記録を行うこと。
（３）事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
５　主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的一体的に行う。
６　支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
７　看護職員は、医師（嘱託医）、協力病院と連携し、保健衛生等の業務を担当する。
８　栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導する。
９　事務員は、経理事務、労務事務、共済事務などを執るほか、施設庶務を行う。
１０　調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当する。

（組織）
第６条　組織を事務部、生活介護部、給食部に分類し、次の係を置く。
（１）事務部
（２）生活介護部
　　１）生活相談係
　　２）生活介護係
　　３）生活看護係
（３）給食部
２　前項に掲げた各係に主任を置くことができる。

（業務分掌）
第７条　各係の業務分掌は、別にこれを定める。

第３章　入所定員

（入所定員）

第８条　施設の入所定員は５０名とする。

（定員の遵守）

第９条　災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはらなない。

第４章　入所者の処遇の内容

（処遇の方針）

第１０条　施設は、入所者について、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行う。

２　入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

３　施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。

４　施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

５　施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

６　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

（虐待防止に向けた体制等）

第１１条　施設は、虐待の発生又はその再発防止に向け、次の各号に定める事項を実施するものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

（２）虐待防止のための指針を整備すること。

（３）支援員その他の職員に対し、虐待発生防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施する

こと。

（４）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、施設長は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力すること。また、該当事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めること。

（５）施設は、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（処遇計画の作成）

第１２条　施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させる。

２　生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成する。

３　生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

（相談、援助等）

第１３条　施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

２　施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

３　施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

４　施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

５　施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

６　施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

７　施設は、１週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

８　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第１４条　施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（日課）

第１５条　施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

（余暇活動）

第１６条　施設長、生活相談員及び支援員は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計

画により、読書、音楽その他の娯楽設備の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めなければならない。

（日用品等の給貸与）

第１７条　入所者には、寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与するものとする。

（食事）

第１８条　施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

２　入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で摂れるよう支援する。

（健康管理）

第１９条　施設長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し、入所時及び毎年定期に２回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。

２　入所者が、軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行わなければならない。

３　医師は毎週１回診療に当たる。

４　緊急の場合は前項の規定にかかわらず診療を受けることができる。

（衛生管理及び感染症対策）

第２０条　施設は、入所者と施設の衛生管理のため、次の各号に定める事項を行う。

（１）衛生知識の普及指導

（２）年２回以上の大掃除

（３）月１回以上の消毒

（４）週２回以上の入浴又は清拭

（５）月１回程度の調髪

（６）その他必要なこと

２　施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

３　施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、おおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

（３）支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に（年２回以上）実施すること。

（４）別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（５）平常時からの備え（必要品の備蓄など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務

継続計画を策定すること。
（６）支援員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
（７）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（記録の整備）
第２１条　施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）処遇計画
（２）行った具体的な処遇の内容等の記録
（３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（４）苦情等の内容の記録
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（入所者の入院期間中の取り扱い）
第２２条　施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね３か月以内の退院が明らかに見込まれる場合は、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るよう配慮しなければならない。

第５章　施設の利用に当たっての留意事項

（入所）
第２３条　施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

（入所時の面接）
第２４条　施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、施設の目的、方針、目標、入所者心得その他必要な事項を説明し、安心と信頼感とを抱かせるよう努めなければならない。

（退所事由）
第２５条　次の場合は、措置の実施機関に連絡し、退所処置を講ずるとともに、関係者に連絡するものとする。
（１）入所者からの退所の申し出があったとき
（２）入所者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
（３）入所者が病院等に入院し３か月以上経過したとき及び３か月以上の期間入院が見込まれるとき

（４）入所者が死亡したとき

（社会復帰の支援）

第２６条　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

２　施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

３　施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（無断退所）

第２７条　入所者が、無断で外出し連絡が取れないときは、次の事項を措置の実施機関に連絡する。

（１）退所（推定）日

（２）退所原因

（３）その他必要な事項

（日課の励行）

第２８条　入所者は、施設長、生活相談員、医師、看護職員、支援員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

（外出及び外泊）

第２９条　入所者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

（健康保持）

第３０条　入所者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

（衛生保持）

第３１条　入所者は、施設の内外の清潔、整頓その他の環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

（施設内禁止行為）

第３２条　入所者は施設内で、次の行為をしてはならない。

（１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと

（２）喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと

（３）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること

（４）指定した場所以外で火気を用いること

（５）支援員その他の職員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活

動、営利活動を行うこと
（６）故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

（損害賠償）
第３３条　入所者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または現状を回復しなければならない。
２　損害賠償の額は、入所者の収入及び事情を考慮して減免することができる。
３　施設は、入所者に対する処遇により入所者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生について、入所者に故意または過失が認められる場合は、入所者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償の責任を減じることがある。

（入所者又は家族等が負担すべき費用）
第３４条　入所者又は家族等は、物品の購入、レンタル、その他の手続き等に伴う手数料等について、施設が負担するのではなく、入所者自身が負担することが適当とする費用については、その実費を負担すること。
２　入所者の家族等への依頼による証明書等の交付について、証明書発行に要する費用や送料の実費を負担すること。

第６章　非常災害対策

（非常災害対策）
第３５条　施設は､非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成しなければならない。
２　施設は、非常災害に備え、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に周知を図るため、定期的に（年２回以上）避難・救出その他必要な研修及び訓練等を行わなければならない。
３　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
４　施設は、平常時からの備え（必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定しなければならない。
５　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
６　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第７章　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第３６条　施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。
２　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
３　施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
４　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（職場におけるハラスメント対策）
第３７条　施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場（就業している施設及びそれ以外であって業務を遂行する場所）において行われる性的な言動又は、妊娠、出産等に関する言動及び優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
（１）職場におけるハラスメントの内容と、それを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知、啓発を図ること。
（２）職員に対し、ハラスメントを防止するための研修を入職時及び年１回行うこと。
（３）職員間及び取引業者、関係機関の職員、入所者、家族等から暴力（身体的、精神的）やセクシャルハラスメントを受けた場合は、上司及び事務長、施設長に報告、相談を行うこと。
（４）相談や報告のあった事例について、問題点や課題を整理し、管理者会議で検討の上、必要な対応を行うこと。

（葬祭）
第３８条　死亡した入所者に葬祭を行う者がいないときは、施設長は老人福祉法第１１条第２項の規定により措置の実施機関から葬祭の委託を受け、葬祭を行うものとする。

（協力病院等）
第３９条　施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなくてはならない。
２　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなくてはならない。

（掲示）
第４０条　施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示しなければならない。
２　施設は、前項に規定する事項を記載した書面をその施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第４１条　施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、施設は必要な措置を講じなければならない。

（苦情等への対応）

第４２条　施設は、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情等を受け付けた場合には、その苦情等の内容を記録しなければならない。

３　施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。

４　施設は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情等に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

５　施設は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力する。

（緊急時における対応方法）

第４３条　施設の職員は、入所者の病状に急変、その他緊急の事態が発生したときは、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第４４条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

（３）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、支援員その他の職員に対する研修を定期的に（年２回以上）行うこと。

（４）前号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（地域との連携等）

第４５条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　施設は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第８章　雑則

（改正）

第４６条　この規程を改正、廃止するときは、理事会の承認を経て行うものとする。

２　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（廃止）

第２条　この規程の施行により、養護老人ホーム長寿の森吉祥園管理規程(平成 16 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

（経過措置）

第３条　第３条に規定する職員の職種及び数については、平成 19 年 3 月 31 日までの間は、同条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 9 月 24 日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 7 年 11 月 14 日から施行し、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。